

空き家除却補助金 よくある質問

Q 補助金は先着順ですか？

A 先着順ではありません。

【基本的な流れ】 ①申し込み (申し込み前に対象物件となるかの確認を行うことも可能です)

②現地確認 (対象となる建築物か判断します)

③→対象物件である場合 補助候補者(※ただし、応募が5名以上の場合は抽選会の実施)

→対象物件でない場合 資格なし

Q 「離れ」のみの解体は可能ですか？

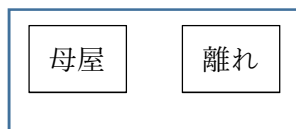
A 敷地内の建築物すべて解体いただく必要があります。

「離れ」のみなど、一部分だけの解体は対象外です。

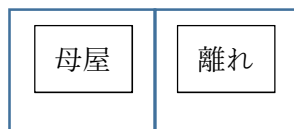
また、母屋と離れの地番が違っていても、地番が隣り合っている場合は一帯の敷地とみなすので、一帯の敷地すべての建築物を解体いただく必要があります。

(母屋も離れも解体しなければならない例)

①



②



Q 公民館などの解体も対象ですか？

A 対象となる物件は「空き家住宅(使用されておらず、かつ今後も居住する見込みがない)」建築物です。

公民館や倉庫などの、建築物は対象外です。

Q 解体業者はどこでもいいのですか？

A 市内に本店もしくは営業所を置く法人、又は市内に住所を有する個人事業主であって、建築業法に規定する建設業の許可を受けた者に限ります。

Q 相続登記が出来ていない場合どうすればいいですか？

A 土地及び家屋の被相続人及び法定相続人全員の出生～現在までの戸籍謄本一式、家系図及び空き家住宅等除却同意書(市より配布)、顔つきの身分証明書を提出いただくことにより申請が可能です。抵当権等が設定されている場合も同様です。権利者全員からの空き家住宅等除却同意書は提出必須です。提出が間に合わない場合は、本年度の申し込みではなく提出物が揃った時点での申し込みをお願いする場合があります。

Q 現地調査の判断基準を教えてください

A 国土交通省が定める住宅の不良度判定を基準に判定し、評点が100点以上の物件が対象物件となります。点数が高いほど不良度が高い(家の崩壊が激しく危険な)物件と判断します。

Q 書類申請の受付先はどこですか？

A 甲賀市役所2階住宅建築課空家対策係の窓口へ提出をお願いします。

Q 候補者決定をされた後に、事情により辞退する場合手続きは必要ですか？

A やむを得ず辞退する場合は早急にご連絡ください。(次点者の方に案内し補助枠を調整します。)また、正当な理由無く辞退された場合は、再度のお申込みをお断りする場合があります。